

# J L A J . L . C . U 学生ラクロスリーグ戦大会規約

2023年2月18日現在

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本規約は公益社団法人日本ラクロス協会（以下「日本ラクロス協会」という。）が主催し、日本学生ラクロス連盟各支部（以下、連盟支部）が主管するリーグ戦（以下、「本大会」という。）に適用する。

### 第2条 名称

本大会は第〇〇回【地区名】（北海道、東北、関東、東海、関西、中四国、または、九州）学生ラクロスリーグ戦と称す。

## 第2章 組織

### 第3条 運営体制

本大会の運営管理は、連盟支部大会委員会（以下、「大会委員会」という。）が行う。運営主体は、連盟支部認定競技団体全ての構成員である。

### 第4条 大会委員

#### 第1項

各認定競技団体は、必ず1名大会委員を選出しなければならない。

#### 第2項

各認定競技団体から選出された大会委員は、大会委員会全てに出席し、その議場で協議された内容等を各認定競技団体構成員に報告、又は教育する義務を有す。

#### 第3項

各認定競技団体全ての構成員は、大会委員会の指示に従い、運営に積極的に参加しなければならない。

## 第3章 参加資格

### 第5条 チーム

#### 第1項

次の各条件を満たしたチームは、本大会に参加する資格を有するものとする。

- 1) 日本学生ラクロス連盟の認定競技団体であること。
- 2) 構成員を委員として選出し、連盟支部各委員会の活動に積極的に参加していること。
- 3) 大会委員会が指示した期日までに、本大会に参加申請していること。
- 4) 大会委員会によって指定された基準日をもって、選手として競技会員登録されている構成員数が20名以上いること。
- 5) 大会委員会によって指定された基準日をもって、競技会員登録されている日本ラクロス協会認定A級以上の指導者が1名以上いること。
- 6) 大会委員会が指示した期日までに、本大会に参加を予定している選手、及びコーチ・チームスタッフのメンバー登録を行うこと。
- 7) 使用するユニフォームが、日本ラクロス協会公認ユニフォームとして適合していること
- 8) 連盟支部の最終決定事項に従えること。
- 9) 連盟支部からの依頼事項遂行義務を果たせること。
- 10) 本大会規約事項を遵守できること。

## 第2項

第1項のチーム以外に、第1項に掲げられた4)以外の全ての条件を満たし、かつ、以下いずれかを満たす認定競技団体のみで組成する合同チームについて、連盟支部の運営に支障がない限り、参加を認める。

- 1) 選手数が20名未満
- 2) 過年度に選手とした競技会員登録したことがある選手数が15名未満

なお、合同チームとして参加する場合には、以下の取り扱いとする。

- 1) ユニフォームは原則統一（但し、連盟支部によって特別に認められた場合を除く）とし、背番号の重複は不可とする。
- 2) 勝敗、勝ち点、得失点、順位などの結果は公式記録として残る。  
(以下、リーグ形式が複数ディビジョン制を採用している場合)
- 3) 最下部での出場となり、上位の部への昇格や入替戦進出はできない。
- 4) 翌年度の大会に単体チームで出場する場合、最下部からの出場となる。

## 第6条 選手、コーチ、チームスタッフ

次の各条件を全て満たした選手、コーチ、チームスタッフに限り、本大会に参加する資格を有するものとする。

- 1) 大会委員会によって指定された基準日をもって日本ラクロス協会に競技会員登録していること。ただし、何らかの事情で基準日までに会員登録ができなかった場合でも、会員登録完了後、大会委員会によって認められた試合から参加できることとする。
- 2) 選手に関しては、複数の日本学生ラクロス連盟認定競技団体に選手として登録していないこと。
- 3) コーチに関しては、原則として日本ラクロス協会認定のコーチ（指導者）であること。
- 4) 連盟支部の最終決定事項に従えること。
- 5) 連盟支部からの依頼事項遂行義務を果たせること。

- 6) 本大会規約事項を遵守できること。

## 第4章 登録・出場手続

### 第7条 登録手続

本大会に参加するためには、以下の登録を所定の期間内に完了していなければならない。

#### 第1項 参加申請（チーム）

大会委員会が指示した期日までに、本大会参加申請手続きを完了していること。

#### 第2項 メンバー登録

- 1) 大会委員会が指示した期日までに、メンバー登録を行うこと。
- 2) 本大会に登録された背番号は本大会を含め本年度に限り上位の大会まで継続して使用するものとする。
- 3) 選手として本大会へメンバー登録できるのは合計4年間とする。

### 第8条 出場手続

以下の手続を本大会当該試合開始前の大会委員会が指定した時までに完了した選手、コーチ、チームスタッフに限り、試合開始時からの出場を認める。手続を完了すれば、試合開始時に不在であった選手、コーチ、チームスタッフも、次のクォーターからの出場を認める。どれかひとつでも不備が確認された場合は、出場を認めない。

- 1) 本大会においてメンバー登録がされており、且つ当該試合においてベンチ登録されていること。ただし、ベンチ登録表に関しては、大会委員会が指示した時までに提出していること。
- 2) メンバー登録表をゲームディレクターに提示すること。
- 3) 選手に関しては、審判により正規の装備が確認されていること。
- 4) 選手に関しては日本ラグロス協会公認ユニフォームと適合しているユニフォームを着用していること

### 第9条 ベンチ登録

本大会に出場する選手、コーチ、チームスタッフは当該試合にベンチ登録されていなければならない。

- 1) チームの代表者は1試合ごとに、所定のベンチ登録表を1式、本大会該当試合開始前の大会委員会の指定した時までにゲームディレクターに提出しなければならない。
- 2) 提出されたベンチ登録表に出場チェック、氏名、背番号が記載されている選手に限りベンチ登録された選手としてその試合への出場を認める。ベンチ登録表提出時にいない選手も登録はできる。
- 3) 当該試合に出場する選手以外に、ベンチ登録表の所定記入欄に氏名が記載されたコーチ、チームスタッフに限り、ベンチ登録されたコーチ、チームスタッフとして、その試合への出場を認める。ベンチ登録表提出時にいないコーチ、チームスタッフも登録はできる。
- 4) コーチ、チームスタッフのベンチ登録は、あわせて12名（内、コーチは最高4名）までとする。
- 5) ベンチ登録をした人員は、ベンチエリアに入ることを許される。しかしコーチズ・エリアに入ることを許されているのは、コーチとしてベンチ登録をしている人員のみである。ベンチ登録していない人員は、試合が行われている間ベンチエリアに入ることはできない。

6) チームがベンチ登録できる選手数は、男子は最高26名までとし、女子は最高20名までとする。

## 第10条 出場の停止

### 第1項 男子

退場処分に処された選手、コーチ、チームスタッフは、次の1試合は出場停止となりベンチ登録が出来ない。尚、その有効期限は本大会のみであるが、出場停止の処分は同年度に限り上位の大会へ持ち越されるものとする。

### 第2項 女子

レッドカード（イエローレッド含む）を出された選手、コーチ、チームスタッフは、次の1試合は出場停止となりベンチ登録が出来ない。ただし、出場停止の処分は同年度に限り上位の大会へ持ち越されるものとする。

## 第5章 リーグ形式

### 第11条 リーグ形式

#### 第1項

リーグ形式は、本大会の参加チーム数に基づき、別途大会要項で定める。

#### 第2項

前年度からの形式変更については、連盟支部と本部役員会とで協議した上で決定する。但し、部構成あるいはブロック構成の変更を伴う場合、学連支部総会にて出席数の3分の2以上の支持が必要となる。

## 第6章 運営形式

### 第12条 運営形式

#### 第1項

本大会における試合は、以下の各関係者及び係員によって運営される。

- 1) 試合チーム
- 2) 日本ラクロス協会公認審判員
- 3) 日本ラクロス協会公認マッチコミッショナー
- 4) 連盟支部認定ゲームディレクター
- 5) グランドメイクオフィシャル
- 6) ベンチオフィシャル
- 7) ボールパーソンオフィシャル
- 8) タイムキーパー

#### 第2項

審判員、マッチコミッショナー、ゲームディレクター、ベンチオフィシャルを除いて、各係員は原則として本大会参加チーム単位でその任務に当たる。

### 第13条 グランドメイクオフィシャル

大会委員会より、グラウンドメイクオフィシャルに任命されたチームは、指定された場所・時間に集合し、グラウンドメイクオフィシャルの指示に従い、試合の円滑な運営に尽力する義務を負う。

#### 第14条 ベンチオフィシャル

ベンチオフィシャルは、大会委員会に指名された6名以上の者より構成される。尚、ベンチオフィシャルは日本ラグロス協会公認審判員と同等の知識を持っていることが望ましい。

#### 第15条 ボールパーソンオフィシャル

ボールパーソンオフィシャルは、大会委員会に任命されたチームの男女共に8名以上の構成員が行う。服装は、大会委員会が定めるものを着用しなければならない。男女共に、各自のユニフォームは、審判の誤解を避けるために着用してはならない。

### 第7章 ルール

#### 第16条 ルール

ルールは日本ラグロス協会公認競技規則を採用する。ただし、日本ラグロス協会の承認の下、年度毎の大会特別規則を定めることができる。

#### 第17条 同点の場合

トーナメント戦又は入替戦第4クォーター終了時に同点の場合は、日本ラグロス協会公認ルールによるサドンビクトリールールが適用される。ただし、試合会場等の要件により、途中で打ち切ることがある。この場合においても同点の場合、

- 1) 決勝戦では、両チームを優勝とし、上位大会への進出チームはコイントスにより決定する。
- 2) 入替戦では、結果を引き分けとし、上位の部のチームの残留とする。昇格・降格は発生しない。
- 3) それ以外では、コイントスにより勝利チームを決定する。

#### 第18条 試合の中断

##### 第1項

試合の「中断」及び「再開」の最終決定権限は、当該試合に派遣されたマッチコミッショナーもしくは、ゲームディレクターが有する。

##### 第2項

何らかの理由により試合の続行が不可能であると判断された場合、第3クォーターが終了していれば、当該試合は成立したものとする。試合を中断した時点の得点を当該試合の結果とする。また、試合が成立しなかった場合は後日再試合とする。

#### 第19条 順位決定法

ブロックにおける順位は、以下に記した勝ち点制度に従い予選リーグの全試合が終了した時点で、獲得した勝ち点の多いチームから上位の順位につく。

- ・ 勝ち            3点
- ・ 引き分け      1点
- ・ 負け            0点

獲得した勝ち点が同点の場合の順位決定は、以下の順序に従い決定する。

- 1) 当該チーム間の試合における勝ち点が多い方を上位とする。
- 2) 当該チーム間の試合における不戦敗数の多いチームを下位とする。  
(以下、3) および4) は不戦勝及び不戦敗に係るチームの試合結果を含まない)
- 3) 当該チーム間の試合における得失点差が多いチームを上位とする。
- 4) 当該チーム間の試合における総得点の多いチームを上位とする。
- 5) 当該チームのうち、全試合における不戦敗数の多いチームを下位とする。  
(以下、6) および7) は不戦勝及び不戦敗に係るチームの試合結果を含まない)
- 6) 当該チームのうち、全試合における得失点差が多いチームを上位とする。
- 7) 当該チームのうち、全試合における総得点の多いチームを上位とする。
- 8) 当該チームの代表者1名による抽選によって決定する。

## 第20条 試合の放棄

以下の要件を満たす場合、当該チームは試合を放棄したものとみなす。この時、当該チームはその試合に不戦敗したものとする。スコアは不戦勝チームが1点とし、不戦敗チームが0点となる。

- 1) チーム代表者により、試合の放棄の意思表示がなされた場合
- 2) 所定の時間までに、必要な手続きが完了していない場合

## 第21条 チーム理由による試合延期

### 第1項

あるチームが試合を行えないと判断した場合、それが災害または類する事由であると連盟支部が判断した場合は、試合延期とする。

### 第2項

大会日程等の理由により、試合延期が不可の場合は、当該試合を中止とし、当初の試合実施不可の原因となったチームを便宜上「不戦敗」扱いとする。但し、複数回の試合延期が行われており、当該試合実施不可の原因が両チームに存在する場合には、0対0の引き分け扱いとする。

## 第8章 罰則

### 第22条 罰則

#### 第1項

以下の1) から3) いずれかの事項に該当することが連盟支部において認められた本大会参加認定競技団体・個人は、日本学生ラクロス連盟規約の罰則規定に準じて処罰・処分を課される。

- 1) 大会運営を著しく妨げた場合
- 2) 日本ラクロス協会及び、日本学生ラクロス連盟の品位を著しく傷つけた場合
- 3) 本規約の違反があった場合

#### 第2項

処罰・処分は、日本学生ラクロス連盟本部委員長の名のもとに書面によって当該認定競技団体に通達される。

#### 第23条 罰則適用に対する異議申し立て

認定競技団体ならびにその構成員は、罰則処分について事実誤認等ある場合、日本学生ラクロス連盟規約に基づき異議申し立てを行うことができる。

### 第9章 改正

#### 第24条 規約の改正

本規約の改正は、連盟支部で承認された場合、または連盟支部における代議員現在数3分の1以上からの要求があった場合において、以下の全ての条件を満たした場合に限り、理事会の了承を得たのちに改正することができる。

- 1) 本部役員会の4分の3以上の支持
- 2) 連盟支部における総会出席代議員現在数の3分の2以上の支持

### 第10章 その他

#### 第25条 規約等の優先

日本ラクロス協会理事会決定事項、日本学生ラクロス連盟規約は、全ての面において本大会規約より優先される。